

財務諸表に対する注記（法人全体用）

1 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

②満期保有目的の債券以外の有価証券：市場価格等に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品

残存価額を零とする定額法によっている。

②リース資産

i 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

ii 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金：期末要支給額を計上している。

②賞与引当金：翌期支払の内当期にかかる金額を計上している。

③徴収不能引当金：計上していない。

(4) 棚卸資産の評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3 重要な会計方針の変更

-1 平成27年度の予算編成時より社会福祉法人会計基準に準拠して作成している。

4 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

-1 一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会が実施する退職共済制度を利用している。

-2 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度に加入をしている。

5 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

① 法人本部拠点（社会福祉事業）

② 初雁の家拠点（社会福祉事業）

- ・ 障害者支援施設
- ③ やまびこ製作所拠点（社会福祉事業）
 - ・ 就労継続支援 A 型
- ④ ワークセンターけやき拠点（社会福祉事業）
 - ・ 就労移行支援
 - ・ 就労継続支援 B 型
 - ・ 生活介護
- ⑤ 潮寮拠点区分（社会福祉事業）
 - ・ 共同生活援助
- ⑥ 障害者相談・地域支援センターけやき（社会福祉事業）
 - ・ 計画相談支援
 - ・ 障害福祉サービス事業（短期入所）
- ⑦ 埼玉県発達障害者支援センターまほろば（公益事業）
- ⑧ 埼玉県障害児（者）生活サポート事業（公益事業）

6 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	111,629,969	0		111,629,969
建物	397,717,952	0	29,844,638	367,873,314
定期預金	1,000,000		0	1,000,000

7 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8 担保に供している資産

該当なし

9 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は別紙参照

10 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は別紙参照

11 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12 関連当事者との取引の内容

該当なし

13 重要な偶発債務

該当なし

1 4 重要な後発事象

該当なし

1 5 合併又は事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

1 6 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

留意事項

財務諸表の注記は、法人全体で記載するもの及び拠点区分で記載するものの2種類とする。

法人全体で記載するものは上記の1から16までの全項目で、第3号の3様式の後に記載する。

拠点区分で記載するものは上記の1、12及び13以外の項目で、第3号の4様式の後に記載する。

ただし、拠点が1つの法人の場合、拠点区分で記載する財務諸表の注記を省略することができる。

なお、法人全体又は拠点区分で該当する内容がない項目についても、上記の1、3、9及び10を除いては、項目名の記載は省略できない。この場合は当該項目に「該当なし」などと記載する。